

議案第58号

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年3月27日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の一部を改正する条例

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民部」を「政策調整部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。